

神戸市民病院機構第 2 期中期計画の変更について

1 概要

西神戸医療センターが、平成 29 年 4 月 1 日を目途に神戸市民病院機構へ移管されることを受け、第 2 期中期計画に、西神戸医療センターとそれに関連する記述を追加するとともに、その後の制度の新設や改正に対応する。

2 主な変更点・基本的な考え方

(西神戸医療センターに関する記述の追加)

- ①前文に、平成 29 年 4 月を目途として市民病院機構へ移管される旨及び西神戸医療センターの役割（神戸西地域（須磨区・垂水区・西区）の中核病院）を明記する。
- ②救急医療などそれぞれの項目について、西神戸医療センターの記述を追加する。

(制度の新設や改正への対応)

- ①災害医療その他緊急時における医療
西市民病院が「神戸市災害対応病院」の指定を受けたため記述を追加する。
- ②地域医療機関との更なる連携
地域医療支援病院の算定式の変更に伴い紹介率・逆紹介率の目標値を設定する。
- ③人材育成等における地域貢献
「後期研修医」を「専攻医」へ名称変更する。

(中期目標の変更への対応)

「災害医療及び感染症医療」の項目について、「結核・感染症医療」と「災害医療」の項目に別立てとなったことに対応するとともに、西神戸医療センターにおける結核医療の記述を追加する。

(関連指標)

第 2 期中期計画策定時に示した平成 24 年度実績のままとする。但し、西神戸医療センターの指標については最新の平成 26 年度実績としている。参考資料として中央市民病院、西市民病院の平成 26 年度の指標を添付する。

(予算、収支計画及び資金計画関連)

平成 28、29 年度予算案の策定や市財政当局との運営費負担金等の協議を経た上で、平成 28 年 12 月頃の評価委員会を目途に改めて計画の変更案を策定する。

(医業収支比率の目標値)

「新公立病院改革ガイドライン」（平成 27 年 3 月策定）において、医業収支比率の目標値を設定することが必須となったため、記載を追加する。但し、具体的な数値については、平成 28 年 12 月頃の評価委員会を目途に設定する。

(参考法令（地方独立行政法人法））中期計画

- 地方独立行政法人は、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。【法第 26 条第 1 項】
- 設立団体の長は、第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。【法第 26 条第 3 項】
- 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第 26 条第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。【法第 83 条第 3 項】